

@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約 (東日本)

第1条 (規約の適用)

当社は、この@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約 (以下「この規約」といいます。) を定め、当社@T COM (アットティーコム) 契約約款 又は @T COM (アットティーコム) 契約約款 (N) (以下「接続サービス契約約款」といいます。 <https://www.t-com.ne.jp/entry/>) とこの規約により、光コラボ事業者である当社が東日本電信電話株式会社の端末設備貸出サービスに係る利用規約 (以下、「端末利用規約」といいます。) の端末設備貸出サービスを用いて提供する端末設備貸出サービス (以下、「@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

- この規約の変更は、当社が定めた日 (以下、「効力発生日」といいます。) に効力を生じるものとします。
- 当社は、この規約を変更する場合、契約者に対し、当該変更の効力発生日の相当期間前までに、この規約を変更する旨及び変更後のこの規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、当該変更が会員の利益に適合するときは、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。
- 契約者は、この規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第3条 (契約内容)

当社は、端末利用規約に定める下記の端末利用を当社が@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社TOKAIコミュニケーションズ、端末設備貸出サービスは@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスと読み替えます。

- 接続サービス契約約款の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。
- この規約の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

端末利用規約における規定

メニュー1にかかるもの

第4条 (対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って契約者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 (提供条件等)

当社は、@T COM (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (東日本) 又は @T COM (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (東日本) (N) に規定する@T COM (アットティーコム) ヒカリを利用回

線とする場合に限り、この規約に規定する端末設備貸出サービスを提供します。

2. 端末利用規約が変更されることにより、利用料金の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が契約者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引は適用されないものとします。
3. 端末利用規約 料金表第1表1（適用）（1）の定めにかかわらず、第2種サービスに係るルータ機能付 I P 電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置の機器利用料を適用します。
4. 利用回線の転用もしくは事業者変更に伴う端末設備貸出サービスの転用もしくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い等は、@ T C O M（アットティーコム）ヒカリの場合に準じます。
5. この規約に定める事項以外については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。

第6条 （提供料金）

当社は、この規約の第1項に規定する端末設備貸出サービスについては、端末利用規約 料金表に定める利用料金に代えて、次に定める額が適用されるものとします。

ア) メニュー1に係るもの

適用

区分	内容
機器利用料の適用	第2種サービスに係るルータ機能付 I P 電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置の機器利用料は、利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の I P 通信網サービス（品目が1 G b / s のものであって、メニュー5の無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を利用するものを除きます。）である場合に限り適用されるものとします。

機器利用料（月額）

区分		料金額（税込）		
タイプ1に係るもの（※）	ルータ機能付 I P 電話対応装置		330 円	
	同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置		330 円	
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	440 円
			増設装置	110 円
		II 型	基本装置	440 円
			増設装置	110 円
	同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	440 円
			増設装置	110 円
		II 型	基本装置	440 円
			増設装置	110 円
無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	440 円	
		増設装置	110 円	
	II 型	基本装置	440 円	
		増設装置	110 円	

タイプ2に係るもの(※)	ルータ機能付 I P 電話対応装置			330 円	
	無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	I 型	基本装置	440 円	
			増設装置	110 円	
		II 型	基本装置	440 円	
			増設装置	110 円	
	無線 LAN 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置	下記以外の場合	I 型	基本装置	440 円
				増設装置	110 円
			II 型	基本装置	440 円
				増設装置	110 円
		利用回線に係る I P 通信網サービスがメニュー 5 の 1 0 G b / s 品目のものの場合	I 型		440 円
II 型				440 円	

※ 利用回線が 1 G b / s の品目に係るものである場合は、@ T C O M (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (東日本) 又は @ T C O M (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (東日本) (N) の規定により提供する「メニュー 5 に係る無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ)」が設置されていないものに限りま

イ) その他の料金及び工事に関する費用

ア) 以外の料金及び工事に関する費用については、端末利用規約の規定に定めるところによります。

第 7 条 (個人情報の第三者への開示等)

契約者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、@ T C O M (アットティーコム) ヒカリ電話利用規約の規定を準用します。

(附則)

この規約は 2019 年 7 月 1 日より事業者変更制度の開始等に伴い、一部改定するものとします。

2021 年 4 月 1 日 一部改定

2022 年 8 月 1 日 一部改定

2023 年 7 月 26 日 一部改定

以上